

## 会 議 録

会議の名称	第4回 戸田市自治基本条例推進委員会検討懇談会
開催日時	平成27年7月2日(木) 午前9時30分～午前11時20分
開催場所	5階 503会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"><li>・播委員(市民、座長)</li><li>・江村委員(市民)</li><li>・本田委員(市議会委員)</li><li>・遠藤委員(市議会議員)</li><li>・奥墨委員(市職員)</li><li>・伊藤委員(市職員)</li></ul>
欠席者	なし
事務局	協働推進課：後藤課長 野崎主幹 矢作副主幹 長澤主事 元谷主事 (オブザーバー) 経営企画課：早川課長 町田副主幹
傍聴者	なし
次第	<ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 パブリックコメントの結果について</li><li>3 戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)の決定について</li><li>4 今後のスケジュール</li><li>5 その他</li><li>6 閉会</li></ol>
会議の経過	別紙のとおり
配布資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・次第</li><li>・資料1 戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)平成27年6月19日版</li><li>・資料2 戸田市自治基本条例推進委員会条例 今後のスケジュール(案)</li><li>・当日資料1 「戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)」概要</li><li>・当日資料2 「戸田市自治基本条例推進委員会条例(案)パブリックコメント」についてのご意見とその回答(案)</li></ul>

## 1 開会

### 3 戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）の決定について

#### ■座長

本日は、議事の順番を前後して、懇談事項2のパブリックコメントの結果の前に、戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）平成27年6月19日版の確認をしたい。それを踏まえ、パブリックコメントの結果の確認し、懇談事項3の戸田市自治基本条例推進委員会条例（案）の確認及び決定をしたい。

#### 【前回（第3回検討懇談会）の振り返り】

- ・所掌事項については諮問に応じるだけでなく、自主性を持って活動していく。
- ・委員の人数は20人に近い18人とし、余裕をもたせることで追加委員の対応ができるように。その際には、委員構成（様々な市民、議員、職員）のバランスも重要。
- ・分科会は、条文に明記できない。

#### ■事務局

～資料1に基づき説明～

説明の前に1点訂正がある。第2条第1項第4号の「その他条例の推進に関し必要と認める事項」を「その他自治基本条例に関し必要な事項」に訂正をお願いする。なお、戸田市自治基本条例の略称規定を「条例」から「自治基本条例」に改めた。

第2条（所掌事項）について、「建議」には「答申」と「提案」の両方の意味合いが含まれることから、2項に分割するとともに、委員会からの提案及び分科会の提案についての含みも持たせる形で修正した。この修正に伴い、分科会部分の協議の内容を『協議の足あと』に追加した。

第3条（組織）について、委員を18人とし「その他市長が必要と認める者」を加え適宜対応できる人数とした。委員構成についても「自治基本条例検討市民会議参加者」、「市民」、「市内の各種団体の推薦を受けた者」を、総称して「市民（自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。）」と修正し、内訳を協議の足あとに追加することとした。

第4条、第5条、第6条及び第8条については、文言の整理をした。

また、今回の条例制定に伴い、「戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例」に「自治基本条例推進委員会」の名称を追加し、委員の報酬についても追加する改正を実施することを申し添える。

#### ■座長

それでは、資料1について質問及び意見を伺っていききたい。

#### <第2条>

#### ■座長

分科会の提案について、独立条文を設けず第2条に集約される形となった経緯について、もう少し詳しく説明が欲しい。

#### ■事務局

附属機関は諮問に対して答申するための機関であり、そもそも提案はそぐわない。しかし、条例の制定経緯及び検討懇談会での過程を踏まえ、第2条第2項として、あえて規定する形を取った。独立した条文の形はとらないが、一般的な附属機関の条例とは違い、独自性を持った規定となった。

#### ■委員

「答申する」の中で、「提案」をすることも勿論あるため、「提案」を明記する必要がある。

ない箇所、あえて明記する形で、委員会から積極的に働きかけていくという思いを含めていくということで落ち着いた。

■座長

了解した。資料1の1ページ目から順番に質問及び意見を伺っていききたい。

**1 ページ**

<第1条>

■委員

第1条の協議の足あとに「外国人の対応」とあるが、市民の定義に外国人は入る。『足あと』にいきなり外国人と入ってくると不思議な感じがする。ニュアンスとしては、『市民としてともに協働を進める外国人』としての意味があったと思うので、誤解を招かないように工夫をお願いしたい。

■委員

あえて外国人と載せることで逆差別的な意味合いに取られてしまうということになる。

たしかに、あえて外国人と入れなくても良いのではと思うが、知らない人は、いきなり外国人のことが載っていると「外国人は市民ではないのか」と誤った解釈に取られかねない。協議の足あとから、取ってしまっても良いのではないか。

■委員

外国人のことを考えていくことは必要だが、我々が市民の定義について認識していれば良いのではないか。なぜ、あえて載せているのか、と余計な疑念を抱かれてしまう。

■座長

協議の足あとは、どんな協議が行われ、どんな意味合いがあったかを残しておく意味はある。委員が言われたように、戸田市としては、協働に対して外国人の方に対してもしっかり考えていますよ、という背景を丁寧に説明すれば、メッセージにはなると思う。

たとえば、前段に『昨今の国際化の中、・・・』という表現を追記するのはどうか。

■委員

外国人という単語自体がちょっとひっかかる。

■委員

外国籍の市民の方もいる、という表現ではどうか。

■委員

そもそも外国人については、どういう議論が行われてきたのか確認したい。

外国人が増えているから、それに合わせた自治のあり方を考えていこうという事だったのではないか。

■委員

担い手として、外国人も一緒に取り組んでいきたい、ということではなかったか。

■委員

第1回の時に、市民の定義には住民登録されている外国人も市民である、という話しはあった。

#### ■事務局

第1回の議事録(P5)には『これからのまちづくりにおいて、外国人はどのように考えると良いか。住んでいる人、観光で訪れる人など、文化が違う外国人への対応も考える必要があると思う。国をあげて地方創生に取り組んでいるが、その中で外国人について取り組むことも検討していくことが考えられる。』という議論があった。

まちづくりの担い手としての外国人と一緒にどのように関わっていくのか、という話し合いが行われている。

#### ■委員

誤解のない表現で載せておけば良いのではないか。対応が必要なのは事実。言語も文化も違うので、触れておくことは必要である。

### 2 ページ

#### ■座長

基本的に協議の足あとに記載のある文章は全て載せるのか。

#### ■事務局

条文自体がさっぱりとしてしまっているので、協議の足あとについては、このような話し合いがあったと条文規定の意図を伝えるために重要であり、後々まで制定過程の思いを正しく伝えていくためにも必要であると考えます。

### 3 ページ

#### ■委員

委員の任期は2年か4年で論議していたかと思うが、当初は自治基本条例の制定に携わった人が委員に加わり、次の協働のステップに繋げるため、4年ではなく2年で改選していくというニュアンスであったかと思うがどうか。

#### ■事務局

当初の委員構成については「協議の足あと」の中で、「また、自治基本条例の制定に関わった方や、自治基本条例検討市民会議等に参加した経験のある方も、制定から一定の期間は委員に入ったほうが良いとの意見も出されました。(P3)」と触れているが、後々の部分については触れていないため説明が足りない。

#### ■委員

任期については、第4条(任期)の協議の足あとに記載した方が良いのではないかと。委員の任期については、最初は自治基本条例制定市民会議の委員が入るが、ずっと入るのではなく、色々な人達に広めてくためには4年では長すぎるため、2年の任期となったかと思う。また、パブリックコメントでも意見があることから、第4条の協議の足あとにももう少し詳しく経緯を記載した方が良い。

#### ■座長

パブリックコメントの意見は、委員会が継続性に欠けるのではないかと、という内容であると思う。

#### ■委員

再任できるので、委員の任期をずらしていけば継続性があると思う、と話した経過があった。

#### ■座長

任期については、協議の中で、絶えず滞留せず循環できるようにしていく、という積極的な意味合いで任期を2年としたため、このことの説明が必要であると考えます。

#### ■事務局

協議の足あとでは、委員構成の中で、後々まで委員が固定されるわけではないという事で記載したが、『協議の足あと』の第4条（任期）で追加説明することとしたい。

### 4 ページ

#### ■委員

第7条（庶務）の協議の足あとでは、協働にこれから新しく入りたい人が参加しやすいような雰囲気にするための場づくりを、事務局で用意できるような仕組みや体制が必要だが、説明が「興味のある方」だけでは伝わりにくい。

#### ■委員

多種多様な人というようなニュアンスが必要ではないか。興味のある方は勿論、興味がなくても、団体推薦等で委員になる人もいるかもしれない。

#### ■委員

自治に興味のある方、自治を楽しみたい方も大事だが、真剣に自治や協働を考え出すと、楽しくない部分や意見の対立が時には出てくる。本気でやればやるほど出てくる。そういう意味でも、真剣に取り組みたい人にも参加してほしい。そんなニュアンスも含められると良い。

#### ■委員

今まで行政主催の会議に1度も参加したことがない人にも参加してもらいたい、と考えている。市内には、こちらも把握しきれていない貴重な人材が存在している。そういう意味で興味のある人だけでなく、真剣に取り組みたい人、良く分からないから参加したい人なども含めて、様々な人に向けた表現が望ましい。

#### ■座長

まちのために活動している人は、町会の人や市民活動団体の人など、様々な層の人達が協働することが大事である。興味がある方だけではなく、様々な層・多種多様な方にどう仕掛けていくか委員会で考える必要があるが、当面は第7条にある事務局（協働推進課）が考えるということか。

#### ■委員

協議の足あとの説明の順番を逆にした方が、つまり、市民を主体に置いた方が良いのではないか。また、今までのやり取りのとおり「興味を持った方が参加できる」表現を丁寧に記載した方が良い。

#### ■事務局

それでは、文脈及び色々な方々が参加しやすくなるように表現を改める。

#### ■座長

第8条の附則で削除されている部分については、載せないという事でいいのか確認したい。

#### ■事務局

本条例の制定に伴い、一部改正が必要となる「戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例」については、事務手続き上、協働推進課で改正する必要がなくなったため削除したもので、一部改正自体がなくなった訳ではない。

#### ■委員

「協議の足あと」の趣旨からすると載せる必要はないのではないかと。

「戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例」の条文への記載の可否については、前回までに協議はされていない。何か別のところでお知らせした方がよいのではないかと。

#### ■座長

「協議の足あと」は、ホームページで広く周知されるものだし、委員の報酬についてはパブリックコメントでも意見があった。実際に、「戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例」は、どのような改正がなされるのか。

#### ■事務局

改正内容は、附属機関の一覧に推進委員会が追加され、委員の報酬額が追加されます。

#### ■委員

あくまで、ここは協議の経過にかかる情報を掲載するものであるもので、以前の議論では、委員には費用が必要だという結果になり、委員長・副委員長・委員の全てに報酬が必要であるという事になったことを掲載すれば良いのではないかと。

以前、アドバイザーも含めた論議の中で、分科会は無報酬でワンコインや戸田オール券で対応してもらい、推進委員会は附属機関として報酬を払いしっかりした形にする必要があるという事だったかと思う。どうしても載せたいということであれば、どこかの条文の協議の足あとの中で残すこともできるのではないかと。

#### ■委員

事務的な改正に当たるため、第1条に『条例に基づく附属機関として設置する』という事だけを書いておけば良いのではないかと。

#### ■事務局

そのようにし、協議の足あとからは除くこととする。

## 2 パブリックコメントの結果について

#### ■事務局

当日資料のパブリックコメント回答（案）は、懇談会での議論と方向性が間違っていないかについてご意見いただければと思う。なお、いただいたご意見については、条例案ではなく“条例の概要”を見ての意見であることを申し添える。

- （ご意見）
- 1 附属機関について
  - 2 任期について
  - 3 所掌事務について
  - 4 見直し規定について
  - 5 3-3. 会議について

#### ■事務局

回答案については事務局にて最終的には決定することなので、方向性について参考としてご意見をいただきたいと思いますと考えている。

■委員

「2任期」について、継続性の確保の表現がこれで良いのか検討する必要がある。

「また、再任を妨げるものではございませんので、ご本人の意思を確認した上で、できるだけ多くの委員の方にご継続いただければと考えております。」の回答については「再任されることができ規定となっており、継続することもできます。また、継続性のある効率的な運営も併せて行っていきます。」というような内容としてはどうか。

■事務局

そのように回答を修正する。

■座長

「1附属機関」について、意見者の意図としては、委員会自体が、今まで私たちが検討してきた分科会のイメージを持っている人が、意見を出してくれたのではないかと推測する。そういった思いとしては受け取る必要があり、分科会を提案できるように規定した等と回答することで、こちらの考えが伝わるように工夫してはどうか。

■委員

「1附属機関」のご意見に「就業規則」ともあるように、委員会に縛られるという思いがあるのではないかと。わずかなお金の得ることで制限された活動ならしたくないという思いではないか。

しかし、そうは言っても附属機関として報酬は支払わないといけないので、その中でも活動する手立て（提案）はあることを伝えてあげると良いのではないかと感じる。

■事務局

そのように回答を修正する。

■座長

せっかくいただいた意見なので、回答に感謝の気持ちが伝われば良いと思う。

2任期については、再任を妨げないという部分が伝わっていないので、明記する必要がある。

■座長

通常、条文に見直し規定は入れるものなのか。

■事務局

通常は入れていない。必要があれば随時見直すことが出来るため、あえて規定はしていないものと思われる。自治基本条例は特別にあえて設けているものである。

■座長

条文については、今後変更できないわけではなく、委員会の中で絶えず自らを作り変えていける提案ができるという含みがあることぐらいは入れておいてもいい。

■委員

「5 3-3. 会議」について、会議のイメージが、役員会などのイメージが強い方からのご意見ではないだろうか。

■委員

委任状はそもそもそぐわない。推進委員会では、個人に委嘱し報酬を出すこととなる。

本人ではない人が来てしまっても困る。

#### ■事務局

「ご本人にお願いするものです。」のようなかたちに修正する。

また、委員の解任については、委員の不祥事等の思わぬ事情で解任の必要が生じた際は、第8条により個別対応の起案により委嘱を解くという形で対応することができる。

#### ■座長

必要性がないと判断して規定していないわけではなく、必要性があれば解任できる旨、この条文のままで解任は可能であるということ、誤解を防ぐためにも載せた方が良い。

#### ■委員

自治基本条例の趣旨として、きちんと議論して決めていくという前提があり、事前に良く話し合っただけで決めようという理念のもと会議を進めていくことであつたはずだ。委員の皆様にご意見を聞いた上で会議を進めるため、委任状はそぐわない、というようなニュアンスの方が良いのではないか。

自治基本条例の根本を謳う方が、今までの議論を盛り込む回答の仕方より、ご理解いただけるのではないかと思う。

#### ■事務局

回答を修正し、追加することとしたい。

#### ■座長

それでは、今までの意見等を含めて、条例（案）についても決定することとする。この後、議会に提出していただくこととなるのでよろしくお願ひしたい。

では、今後のスケジュールについて、事務局から説明願ひたい。

### 4 今後のスケジュール

#### ■事務局

この後、7月7日に庁内推進本部会議を開催し、これまでの検討結果について報告を行う。9月の定例市議会に提出し、無事に議決された後、委員の募集、推薦を行う。12月に第1回の推進委員会を開催する予定であり、可能であれば年度内に第2回を開催したい。

#### ■座長

何か質問有るか。なければ、スケジュールについては以上のとおりとする。

### 5 その他

#### ■事務局

協働推進課では、今年度、協働フォーラムを市民対象に実施する。また、協働研修会として職員を対象に行う。また、市民と職員を対象に「協働意識調査」を行い、今後の協働推進のための基礎資料としたい。

#### ■委員

どういう「協働意識調査」を行うのか？

#### ■事務局

確定ではないが、市民を無作為抽出で選定し、アンケートを郵送する予定である。

■座長

指標となる数値があれば良いと思う。

■委員

推進委員会の委員構成はどうか。市民は10人となっているが内訳はどうするのか、等を、最後に皆さんから意見をうかがってはどうか。

■事務局

確定ではないが、メンバーは18名。公募の人数で前後する。市民が2～5名、元・市民会議で2名、町会関係で2名、TOMATO登録団体で2名、企業で1名、学校応援団実行委員会（地域の子どものに関する団体）で1名、ここにはご意見いただきたい。

議員（市民生活常任委員会）で2名、協働推進課で1名、市全体の計画を所管する業務の多い経営企画課で1名、学識経験者は松下先生で、合計18名と考えている。

■座長

男女比の考えはあるか。女性に多く入ってもらいたいと思う。また、やる気のある人、行動力のある人にどう参加してもらおうか。

■委員

幅広く老若男女の方が入るほうが良い。

■委員

年齢や男女比などの、公募市民のバランスを見たほうが良いかもしれない。その後、町会等の団体に推薦依頼をするかたちになるが、町会長に必ずしも入ってもらわなくても、女性をお願いしたりとか、状況に併せて募集する方法はいかがか。

また、個人的には、学校応援団実行委員会をメンバーに入れる理由について聞きたい。

■委員

学校応援団は各地区にあるが、市の東側が活発だと聞いたことある。「実行委員会」となった場合にこれが市全体の代表となっているのか、よく確認すべき。

■委員

これがダメというわけではないが、これが地域の代表かと言われると疑問が残る。

■委員

他に入っておくべきと考える団体はあるか。

■委員

とどわらび青年会議所や商工会青年部などはどうか。また、上戸田商店会など、活発に動いている団体に参加してもらっても良いのではないか。

■委員

他の会議では声がかかっているのに、この会議には声がかからないとなれば、既存の団体は軽視されているのか、と疑念を持たれてしまうのでは。

■事務局

活発に活動している団体はTOMATOにも登録されていることが多いので、そこから選出してもらおう方法もある。

■座長

社会福祉協議会などの外郭団体を検討しても良いのではないか。

■委員

議員は、市民生活常任委員会となっているが、より興味のある議員を入れたほうが良いので、議員全員を対象にしたほうが良い。人数については2名が良いと感じる。

■委員

ここで話すだけでは何が良いのかは分からないと思うので、この場では提案としてはどうか。また、職員委員については、両課長は事務局に該当するのではないだろうか。全職員から公募してはどうか。

公募市民は、若者をいかに取り込むかが重要になる。高校生では色々な面で無理かもしれないが、それくらい気軽に参加してアイデアが出せるようにしたほうが良いのでは。

■委員

附属機関の委員になれる最低年齢は何歳か。報酬を支払うことができないのではないか。確認が必要である。

たとえば、市内の高校生に参加してもらう場合、委員ではなく、協力者のようなかたちで参加してもらうという方法もあるのでは。

■委員

公募市民に高校生くらいの若者が参加できる方法を考えてほしい。

■座長

アドバイザーも大学生を連れてきていた。そういう勉強をしている人が市内にもきっと住んでいるはずである。

## 6 閉会

■座長

2月から4回にわたり開催してきたこの会議も、これで終了となる。  
ありがとうございました。

《以上》